

## 自治会駐車場使用規定（平成30年6月より運用開始）

1. 駐車場を使用できるのは早良ニュータウン自治会会員です。
2. 駐車場使用希望者は、別紙「借用予約申込書」を自治会に提出して下さい。
3. 駐車場に空きが出た場合順に、「契約申込書」と「契約書」を提出の上契約を交わします。
4. 契約自動車を変更する場合、「契約自動車変更等届」を提出して下さい。
5. 途中で解約する場合は「解約申入書」を提出して下さい。
6. 駐車場使用契約期間は10年です。
7. 駐車場使用料金は月額4,000円です。  
※区画18番と19番は合わせて月額6,000円とし、同一契約者とします。
8. 駐車使用料金は、自治会指定の「JAバンク口座への振込」とします。
9. 保管場所使用証明書（車庫証明）の発行費用は5,000円です。
10. 1か月以上に渡り使用の実態がない場合は、契約解除となります。

### ※駐車場図

